

高等学校におけるスクールソーシャルワーカー活用の実態と課題

—スクールソーシャルワーカーと教師の業務内容の異同—

高橋 岳志*, 石川 えりか**, 佐々木 全***

(2016年3月3日受理)

Takeshi TAKAHASHI, Erika ISHIKAWA, Zen SASAKI

Realities and Challenges of School Social Worker Use in High School

— The Difference in Work of the School Social Worker and Teacher —

1 はじめに

いじめ, 不登校, 暴力行為, 児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため, 教育分野に関する知識に加えて, 社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて, 児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカー¹⁾ (以下, SSWrと記す)への期待が高まっている。

文部科学省は実践活動事例集として公表しその成果を示している^{2) 3) 4) 5)}。しかし, この成果は小中学校における実践を主としており, SSWr配置から日が浅い高等学校における実践は現在進行中の課題である。そもそも高等学校は小中学校とは異なる教育のシステムを有し, かつ, 生徒の状況に関する学校間差が著しい。そのため, SSWrの活用場面や活用方法は一律では考えにくい。

ところで, SSWrが担うソーシャルワークの「内容」は, 実は学校現場では伝統的に教師によって取り組まれてきた内容である。例えば, 不登校への関与として, 家庭への働きかけをし, 必要ならば外部の支援機関への紹介をするなどがある。これらの多くは教師の裁量の範囲で実施されてきたものであった。教師は授業や生徒指導という本務との関連の中で, 必要に駆られてソーシャルワ

ーカーに相当する内容や方法に触れてきた。結果的に支援が行き届かない事例もあったろうし, 奏功した事例もあったことだろう。今後は, その専門職であるSSWrとの協働によって, この伝統的な教師の守備範囲をシェアし, より効果的な支援を実現していくことが必要である。現在は, 学校にとっての新しい人材であるSSWrに対する教師の認知度は低く, 業務のシェアをしにくい「萌芽期」といえる。実践的な検討をもってSSWrと教師の相互理解をすすめ適切な業務分担を見出したい。

そこで, 筆者らは, 岩手県の公立A高等学校におけるSSWrの活用実践を通じて, SSWrと教師の業務分担についての検討を開始した。本稿はその発端であり, スクールソーシャルワーク及びその担い手であるSSWrの起源と役割を論説し, その上で, SSWrと教師の業務分担について, その内容の異同と分担の規定要因を探る。

2 スクールソーシャルワークとその起源

スクールソーシャルワークとは, 「問題を抱えた児童生徒に対し, 当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり, 関係機関等とのネットワークを活用したりするなど, 多様な支援方法を用いて, 課題解決への対応を図っていくこと」とされる⁶⁾。

* かな福祉相談支援事務所 ** 岩手県立紫波総合高等学校 *** 岩手大学教育学部

端的には「学校をフィールドとするソーシャルワーク実践」であり、すなわち、学校に所属する児童生徒の「生活の視点」を重視し、個人と環境との間にある関係性に焦点を当てながら、単独または集団内の個人の社会機能を強化しようとする活動である。

今日の学校現場において、不登校、いじめ、暴力行為、虐待、友人関係トラブル、非行・不良行為等の教育的課題がある。これらは、個別の問題として発生するように見えても、多くの場合、複数の要因が複雑に絡み合っている。そして、その発症要因の一つに家庭の問題がある。SSWrは福祉的な視点を持って教育的課題の解決を図る。家庭の問題は、まさに福祉的な課題を背景に持ち、児童生徒個人の変容を促すのみでは解決が困難である。SSWrは、児童生徒が学校を舞台に見せる不適応像や、問題行動と言われる種々の状態像の解決とともに、将来を見据えた長期的な視点から社会的自立をめざし、児童生徒及びその家族、関係者、関係機関に効果的に働きかけながらエンパワメントを促し、また、セーフティネットワークの構築に貢献する。

スクールソーシャルワークの起源は、20世紀初めのアメリカ東部地区、ニューヨーク、マサチューセッツ州のボストン、コネチカット州のハートフォードにおける実践にあるとされる⁷⁾。当時、経済的あるいは社会的な原因を抱えて教育を受ける権利を享受できないでいる子どもたちがいた。そこでは、民間団体が主体となり、訪問教師事業（visiting teacher）と呼ばれる、教師が子どもたちの家庭を訪問し通学を促す等の援助がなされた。その際、セツルメント・ハウスのワーカーによる家庭や学校への訪問も行われた。これらの活動形態がスクールソーシャルワークの原形となっているとされる。これら訪問教師事業は、1920年代初頭にはアメリカ中西部まで広がり、実施主体も民間から教育委員会へと移行、対象も中学校や高等学校へと拡大した。

その後、スクールソーシャルワークは、ソーシャルワーク界全体がそうであったように、フロイ

ド（Freud,S.）に影響を受けた「心理・精神分析への傾斜」としてケースワークの性格を強めていった。続けて、大恐慌による経済低迷の時期を、教育予算の削減の煽りを受け事業縮小されつつ、同時に支援対象を貧困層への衣食住の提供や子どもたちへの情緒的サポートを担う活動へと移行した。このように、初期のスクールソーシャルワークの主流は、臨床（治療）的観点からの援助であり、その種たる援助の方法は子どもたちに対するケースワークであり、学校不適応や情緒的不安定という「症状」の改善を求めるものであった。

スクールソーシャルワークの活動に変化の兆候がみられてきたのは1960年代である。この時期、アメリカは戦後の変革期を迎える中にあり、子どもたちを取り巻く環境にも大きな変化があった。

SSWrの活動領域は、薬物濫用、アルコール問題、自殺、暴力、生徒の妊娠といった深刻なものへ移っていった。この時点でもスクールソーシャルワークはケースワークの域を出ることはあまりみられなかった。しかし、これらに対応するために、地域へと視野を広げた支援や他の専門職との連携が徐々に深化していった。そして、1975年、全米障害児教育法（the Education for All Handicapped Children Act of 1975, P.L.94-142）が成立したことを受け、スクールソーシャルワークの活動に転換期が訪れた。この法律により、地方の教育機関はすべての障害児に適切な教育を提供する義務を負うこととなった。そして、同法の関連サービスにスクールソーシャルワークが組み込まれた。これを根拠として、SSWrは障害児のニーズ調査や教育計画の策定、保護者への援助といった、社会福祉的な現在のケースマネジメントに接近した。この時期、ソーシャルワーク界でも、いわゆるエコロジカルな視点に基づくアプローチが発展したことと併せ、スクールソーシャルワークの展開も児童生徒と家族等を取り巻く生態システム全体を対象化した実践へと変化していった。

このような歴史的な流れがあり、現在アメリカでは州ごとの教育制度の中で約12000～15000人のSSWrが活動しているといわれる。その多くが各

地の教育委員会で雇用されており、エリア内の複数の学校を対象に派遣されるという形態が一般的である。いわゆる「教育委員会配置の派遣型」である。したがって、SSWrは学校に常駐しているスタッフではないため、学校とは一定の距離を置いた存在としての機能を持つ。とはいえ、あくまでも地域ニーズや各地の政策による影響があり、その適否は個別に判断されるべきものである。

以上、スクールソーシャルワークの発祥と現在に至るその後の流れの概略を見たが、アメリカ以外にもイギリスやカナダ、アジアでは香港や韓国においてもスクールソーシャルワークの実践の積み重ねが確認できる。

3 わが国におけるスクールソーシャルワークを巡る動向

わが国のスクールソーシャルワークの実践は、歴史も浅く、ようやくここ数年で緒に就いた段階である。しかし、教育現場に福祉の視点を導入するという自体は、実は第二次世界大戦後の教育再編期に遡ってその起源をみることができる。敗戦後の混乱期における就学支援の取組みがそこに当たるとされ、また、現代でいうところの福祉的なニーズを抱えた児童生徒や家庭に対しては、生徒指導等の取組みを通じて教師が「丸抱え」するような支援実践を行ってきた。更に養護教諭の役割も「保健室登校」する児童生徒の増加に伴って、単に健康相談・保健指導という範疇を超えて多義的である。つまり、わが国に学校制度が誕生した時点において現在のスクールソーシャルワークが対象とする分野における実践も（理論の裏付けは別として）始まったともいえる。

そうした中で明確なスクールソーシャルワークの実践として考えた場合、1986（昭和61）年からの埼玉県所沢市教育委員会による訪問相談員の取組みが、一つのリーディングケースとして挙げられる。その後、その拡がり、普及を見ないまま年月を経るが、2000（平成12）年頃より、兵庫県赤穂市や香川県、千葉県や茨城県結城市等において、試行的にSSWrを配置する実践がみられはじめた。

ただしこれらは、それぞれの自治体や管轄の教育委員会によって活動形態が異なり、また、実践内容も学校や配置されるSSWrによって差異があった。現在のように、全国共通の仕組みによってスクールソーシャルワーク実践が開始されるのは、文部科学省によって2008（平成20）年から実施された「スクールソーシャルワーカー活用事業」を待つことになる。

「スクールソーシャルワーカー活用事業」は当初、国庫負担の委託事業で始まり、全国141地域にSSWrが配置された。しかし、翌年に3分の1補助事業に縮減されると同時に、その数は激減した。スクールソーシャルワーク事業は、財政負担を覚悟のうえで事業の有効性を認識する一部の自治体を除いて、そのまま縮小されていくかにも思われた。しかし、東日本大震災の発災を背景として2012（平成24）年に開始された「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」の実施により、被災した東北の各県において再びSSWrの配置・増員の動きがみられた。併せて、子どもの貧困対策や重大事態に至るいじめ問題を背景として、文部科学省がSSWrの配置を2019（平成31）年度末までにすべての中学校区に拡げ、その数も10000人とする目標値を掲げた。とはいえ、財源および人材確保の面で、この実現性について疑問視する意見も多い。特に人材の面で言えば、文部科学省では「社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者が望ましい」としつつ、その養成や確保に関する方策は明確になっていない。仮に、有資格者の確保が難しい場合に、それに準ずる者として教員経験者等の採用の動きもあるが、実質的に本来のソーシャルワークとしての機能が果たされていないケースも少なからずみられる。しかしながら、国ではスクールソーシャルワーク事業を拡大する必要性とその有効性を一定程度評価しており、質量とも更なる充実に向けての取組みが期待される場所である。

4 岩手県におけるスクールソーシャルワークを巡る動向

岩手県では、2005（平成17）年の東和町（現花巻市東和町）教育委員会による家庭教育支援員の導入等、市町村単独での取組みを確認することができるが、日本学校ソーシャルワーク学会東北部会のまとめによると、岩手県においての実践は、やはり「スクールソーシャルワーカー活用事業」をきっかけとしている。事業開始当初、県内に約30名のSSWrが配置された。しかし、翌年の3分の1補助事業化を受け、その数は10名となった。この事業に当初から積極的に関与している岩手県

社会福祉士会は、岩手県教育委員会と協力しながら、SSWrを養成するためのセミナーや、現職のSSWrを対象としたネットワーク会議の開催、スーパーバイズ体制の構築等に取り組んでいる。岩手県の特徴としては、SSWr候補者について、岩手県社会福祉士会からの紹介・調整の支援を受けていることがある⁸⁾。十分とはいえないながらも、このことによって有資格者の確保とSSWrとしての専門性の向上による質の担保が図られている。岩手県におけるSSWrが有する資格の一覧を表1に示した。

表1 岩手県スクールソーシャルワーカーの有する資格

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
社会福祉士				3	2	4	7
精神保健福祉士						1	3
その他社会福祉に関する資格	1	1	1				1
教員免許	18	9	8	6	7	5	5
心理に関する資格							1
その他SSWの職務に関する資格							
資格を有していない	13		1				
合計	32	10	10	9	9	9	12

出所：「児童生徒の現状とスクールソーシャルワークの役割」岩手県教育委員会事務局生徒指導担当（2015）

また、岩手県は東日本大震災の大きな被害により、「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」の対象となっている。この事業について、初年度となる2012（平成24）年度は日本社会福祉士会が受託し岩手県社会福祉士会で調整のうえ実施されたが、翌2013（平成25）年度からの2年間は、岩手県社会福祉士会が直接受託して実施する形となった。2013（平成25）年度の時点において、岩手県社会福祉士会は県内12市町村の教育委員会に12名のSSWrを派遣するとともに、岩手県教育委員会から依頼のあった総合高校、定時制高校、通信制高校に各1名ずつ派遣している。2014（平成26）年度はSSWrの数が17名に増えたが、2015（平成

27）年度は15名の配置と微減している。しかし、この背景には「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」について岩手県社会福祉士会が直接受託することができなくなり、市町村教育委員会単位で受託、もしくは、市町村単独事業として取り組む自治体もみられてきていることから、実質的には増加しているとみられる。岩手県では、2016（平成28）年度も更に2名の増員を予定しており、今後も計画的にSSWrの配置数を増やしていく方針を示しているが、一方で、専門資格をもつ人材の確保、高等学校へのSSWr配置の社会的要請の拡大等への対応については、今後の課題となっている。

5 岩手県の高等学校におけるSSWrの業務内容

「スクールソーシャルワーカー活用事業」の実施要領によると、SSWr配置目的は、「いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため」であり、その職務は、「①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、③学校内におけるチーム体制の構築、支援、④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供、⑤教職員等への研修活動」である⁹⁾。また、生徒指導提要の第5章「教育相談」の中には、児童生徒の生徒指導的課題の早期発見・早期対応において社会福祉的な視点を持つSSWrの活用が有効であること、組織的な教育相談を実施するにあたりSSWrもその一員として役割を持つこと、児童生徒の問題行動の背景にある家庭、友人関係、

地域、学校など児童生徒の置かれている環境の問題に対して、特に学校だけでは問題の解決が困難なケースにおいて関係機関と連携して対応する際の情報の整理統合、アセスメント、プランニングによる校内チーム構築の支援、また、教職員にスクールソーシャルワーク的な視点や手法を獲得させ、それらを学校現場に定着させることに対する期待が記載されている¹⁰⁾。

岩手県教育委員会では、2014（平成26）年度のSSWrの活動状況について、①継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況（表2）、②SSWrが訪問した場所と回数（表3）、③ケース会議の実施状況（表4、表5）、④連携した関係機関等（表6）、⑤SSWrが行った研修・講演活動の対象者別回数（表7）を報告している。

表2 継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況

	件数	支援状況（件）			
		(a)問題が解決	(b)支援中であるが好転	(c)支援中	(d)その他
不登校	117	12	14	79	12
いじめ	6	4	1	1	0
暴力行為	3	1	1	1	0
児童虐待	7	1	1	3	2
友人関係の問題（②を除く）	6	1	0	4	1
非行・不良行為（③を除く）	5	1	1	2	1
家庭環境の問題（④を除く）	56	4	6	40	6
教職員等との関係の問題	7	0	0	5	2
心身の健康・保健に関する問題	15	1	3	8	3
発達障害等に関する問題	25	1	6	11	7
その他	6	2	1	2	1

出所：「H26_岩手県スクールソーシャルワーカー配置事業 活動記録」岩手県教育委員会事務局（2015）

表3 SSWrが訪問した場所と回数

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
学校	451	289	452	526	590	583	910
家庭	703	262	198	304	375	272	518
教育支援センター（適応指導教室）	85	36	77	251	55	38	32
教育委員会（③を除く所管機関も含む）	7	14	69	67	52	41	79
関係機関	61	8	31	31	45	59	172
その他	7	1		10	4	36	54
合計	1,314	610	827	1,189	1,121	1,029	1,765

出所：「H26__岩手県スクールソーシャルワーカー配置事業 活動記録」岩手県教育委員会事務局（2015）

表4 ケース会議の実施状況（教職員とのケース会議）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
開催回数	210	42	71	93	52	76	153
扱ったケース件数	948	147	73	86	57	193	623
参加教職員数	760	160	154	63	112	437	594

出所：「H26__岩手県スクールソーシャルワーカー配置事業 活動記録」岩手県教育委員会事務局（2015）

表5 ケース会議の実施状況（関係機関とのケース会議）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
開催回数	78	22	28	56	30	72	93
扱ったケース件数	631	24	15	49	41	84	170
参加教職員数	93	49	23	34	66	94	224
参加関係機関の人数	226	35	66	53	90	262	308

出所：「H26__岩手県スクールソーシャルワーカー配置事業 活動記録」岩手県教育委員会事務局（2015）

表6 連携した関係機関等（平成20年～平成26年の合算 のべ）

児童家庭福祉の関係機関	535
保健・医療の関係機関	262
警察等の関係機関	48
司法・矯正・更生保護の関係機関	9
教育支援センター等の学校外の教育機関	185
その他の専門機関	129
地域の人材や団体等	41
合計	1,209

出所：「H26__岩手県スクールソーシャルワーカー配置事業 活動記録」岩手県教育委員会事務局（2015）

表7 SSWrが行った研修・講演活動の対象者別回数

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
教職員	1	1	5	4	1	1	5
保護者		1			1		
学校等配置の外部相談員	2						3
教育委員会関係者		1					1
地域住民							
その他			1	2			1
合計	3	3	6	6	2	1	10

出所：「H26_岩手県スクールソーシャルワーカー配置事業 活動記録」岩手県教育委員会事務局（2015）

本稿では、高等学校における実践を主要な対象として捉えるが、上記岩手県教育委員会の報告にこれらのデータは含まれていない。岩手県の高等学校におけるスクールソーシャルワーク実践は、2012（平成24）年に開始された「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」によるが、公立の一部（総合高校、定時制高校、通信制高校）へのSSWr派遣のみであり、潜在的なニーズを想定すれば、現状の取組みは十分とはいえない状況である。

なお、青森県では女子高校生のいじめ自殺問題を受け、2015（平成27）年度は高等学校に6名のSSWrを配置している。しかし、全国における高等学校へのSSWrの配置状況は、正確な数値は未公開である。文部科学省は、2016（平成28）年度において高等学校のためのSSWr配置47人分（48週×3h×3日）を概算要求している。文部科学省は義務教育期におけるスクールソーシャルワーク事業の充実を図っている段階であり、一部の地域や私立高校等での先行実践はあるものの、高等学校や大学におけるSSWr配置に向けた動きは、全国共通の制度設計には至っていない。

6 公立A高等学校におけるSSWr活用実態

公立A高等学校（以下、A高校と記す）は、2013（平成25）年度にSSWrが配置された県内で希少の高等学校である。学校規模は600名定員、およそ550人の在籍がある。A学校は、伝統的にスクールソーシャルワークとしての支援の必要性

が高いと目されていた。校内調査によれば、支援の必要な生徒は少なくとも40%、担任教師と保護者の関係性不和事例は、少なくとも10%であった。また、家庭状況不穏事例は少なくとも50%である。その内訳は、ひとり親、経済的困窮（非課税家庭であり、減免制度を利用している家庭）、家庭生活が困難で生徒が施設入所している、DVや虐待、その他特に中学校からの引継ぎがあったケースなどがある。「少なくとも」という枕詞を付したのは、潜在的な存在を予見しているためである。例えば、同じ調査であっても複数回実施したならば、年度後半の方になると数値が高くなる。これは、潜在的なニーズが徐々に顕在化していったものであり、このような年度内の変遷は、教師にとって確信的な経験知であった。

そもそもSSWrが配置に関する事業根拠は、「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」を受託した岩手県社会福祉士会による「岩手県社会福祉士会スクールソーシャルワーカー派遣事業」である。その後、2015（平成27）年度は、文部科学省による同事業を岩手県教育委員会が受託し、これを岩手県社会福祉士会が再委託を受けて実施する形態となったが、担当するSSWrはこの間変わっていない。担当SSWrの有している資格等は、社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許（特別支援学校、小学校）である。年間勤務日数は月3回以内を原則とし、1回の勤務時間は6時間以内とされている。3年間（平成27年度においては平成27年9月

から12月までの4カ月間の実績)の活動実績として、①支援の対象となった生徒数(表8)、②継続支援対象生徒の抱える問題(表9)、③訪問活動の回数(表10)、④ケース会議の開催状況

(表11、表12)、⑤連携した関係機関等(表13)、⑥連携した校内の教職員等の状況(表14)を示した。

表8 支援の対象となった生徒数(人)

	H25	H26	H27
のべ数 (うち継続者数)	91 (62)	54 (34)	16 (11)

※平成27年度の集計対象期間は9~12月である。

表9 継続支援対象生徒の抱える問題(件)

	H25	H26	H27
不登校	11	8	2
いじめ	0	0	0
暴力行為	0	0	0
児童虐待	0	2	0
友人関係の問題(②を除く)	5	0	0
非行・不良行為(③を除く)	6	0	0
家庭環境の問題(④を除く)	43	69	14
教職員等との関係の問題	0	0	0
心身の健康・保健に関する問題	11	9	0
発達障害等に関する問題	18	10	1
その他	1	2	0
合計	95	100	17

※平成27年度の集計対象期間は9~12月である。

表10 訪問活動の回数(回)

	H25	H26	H27
学校	27	19	9
家庭	1	4	1
教育支援センター(適応指導教室)	0	0	0
教育委員会(③を除く所管機関も含む)	0	1	0
関係機関	6	11	4
その他	1	1	0
合計	35	36	14

※平成27年度の集計対象期間は9~12月である。

表 1 1 ケース会議の開催状況（教職員とのケース会議）

	H25	H26	H27
開催回数（回）	18	16	3
扱ったケース件数（件）	47	58	4
参加教職員数（人）	28	34	5

※平成 27 年度の集計対象期間は 9～12 月である。

表 1 2 ケース会議の開催状況（関係機関とのケース会議）

	H25	H26	H27
開催回数（回）	5	6	2
扱ったケース件数（件）	11	15	2
参加教職員数（人）	2	10	2
参加関係機関の人数（人）	12	15	3

※平成 27 年度の集計対象期間は 9～12 月である。

表 1 3 連携した関係機関等

	H25	H26	H27
児童家庭福祉の関係機関	8	5	8
保健・医療の関係機関	4	5	0
警察等の関係機関	0	0	0
司法・矯正・更生保護の関係機関	0	0	0
教育支援センター等の学校外の教育機関	1	1	0
その他の専門機関	9	9	5
地域の人材や団体等	1	2	0
合計	23	22	13

※平成 27 年度の集計対象期間は 9～12 月である。

表 1 4 連携した校内の教職員等

	H25	H26	H27
学級担任	13	11	5
管理職	0	0	0
生徒指導担当※教育相談担当含む	46	32	7
養護教諭	3	5	1
その他の教諭	4	2	0
スクールカウンセラー	2	0	0
その他の外部相談員等	0	0	0
合計	68	50	13

※平成 27 年度の集計対象期間は 9～12 月である。

7 スクールソーシャルワーカーと教師の業務内容の異同

(1) 公立A高等学校におけるSSWrの業務内容

A高校においては、「家庭環境の問題」を主訴とする支援要請が多く、3年間の相談件数全体に対する割合は59.4%に及ぶ。特に家庭の経済的な困窮に関する相談が多く、これに対してSSWrは、主として各種支援制度の情報提供を行った。しかし、保護者の認知機能の制限や精神疾患等の不調の影響から、なかなか制度利用の申請手続きに結びつかないケースも多かった。その場合には生活保護や生活福祉資金等の申請に向けた書類の確認や同行支援等も実施した。経済的困窮によって進学という進路選択をしにくいという相談事例も多く、貧困の世代間連鎖についても課題としてみられた。その他、経済的困窮を要因として、生徒本人が呈する不安症状、学業不振、独特なパーソナリティゆえに生じる友人間でのトラブル等もあった。これらの背景には、ひとり親、生活保護、祖父母と母親の不仲、きょうだいの不適応状況、虐待等、家庭における特殊性も垣間見られた。

一方で、小中学校で多くみられる不登校の相談は多くなかった。これは、義務教育ではない高等学校においては、不登校が退学や転学という進路変更に直結する独自の性質を有するためであろう。

また、A高校においては、中退・転学する生徒、また、進路先が未決定のまま卒業せざるを得ない生徒に対して、その後の生活環境に配慮した関係機関へのコーディネート、社会的なセーフティネットワークについての予備的な整備に向けた支援を独自に発案し行った。

SSWrの支援内容に着目すると、学校を訪問しでの対応が多いことは当然のことではあるが、その他には、市役所や社会福祉協議会、児童養護施設や精神科病院等、関係機関への訪問によるものが多かった。SSWrが受け付ける相談内容は、生徒の環境因子に関して個々に多種多様なニーズが潜み、これは同時に、連携対応のニーズでもある。もちろん教師も、必要によっては外部の専門機関との連携を図る業務には携わるものの、家庭問題

が背景にある相談への対応については福祉制度の活用や保健福祉医療との連携が欠かせない。この面は、SSWrのもつ専門性やネットワークが活かされる領域である。

一方で、生徒本人の学業については教師の学習支援、心理的不調についてはスクールカウンセラーが担う。SSWrは、経済的困窮や家庭における養育環境の課題を主とする生活環境への介入、すなわち、生徒本人の変容や適応を促す直接的な支援というよりは、環境との関係性に着目して調整を図る間接的な支援を行う。

以上から、A高校におけるSSWrの業務は、生徒の生活の拠点となる家庭、特に経済的な課題を抱えていたり保護者の病气、障害等による家庭機能が弱体化していたりする環境へ働きかけや、その関係性に着目し当事者の同意と校内の合意形成を図りつつ、必要な社会資源の利活用へつなげることが主たる業務であった。

(2) 公立A高等学校における教師の、ソーシャルワーク相当の業務内容

伝統的に教師が取組んできたソーシャルワーク相当の業務内容には、次のようなものがある。

経済的な困窮に対しての、奨学金にかかる業務である。生徒及び保護者に対しての情報提供や手続きの実務である。これは現状として学校を窓口とした制度であり、教師が担当することが慣習である。また、A高校独自の制度として、非課税世帯に対する減免制度がある。これは、事務部が担当するが、担任教師を介して事務連絡や手続き等が進められることが多く、教師の関与も少なくない。ただし、この制度自体は2015（平成27）年度を最後に廃止された。さらに、生活保護世帯に関する諸対応である。これは、担任教師が知りえた範囲で偶発的に生じた内容についてであった。例えば、修学旅行にかかる経費の処理や健康保険証の取り扱い、自動車免許取得にかかる経費の処理などである。なお、修学旅行の積み立てや学習に関わる諸納金など日常的な金銭のやりとりなどは、振り込み手続き自体も含め、担任教師が保護者に働きかけることもある。以上の業務内容に

SSWrの業務的な内容を勘案する。経済的支援については学校に固定された業務が多く、SSWrに分担しにくい面もある。一方で、このような業務が重篤または同時に複数事例への対応の必要があった場合、配慮を要する業務だけに教師の負担感も増すだろう。実務内容は、事務的なことであり、当該家庭との関係性における密接さの必要がないことも多いことを考えれば状況次第でSSWrとの分業も考えられるだろう。

次に、生徒指導に関する業務内容として、トラブル対応がある。校内でのトラブルとして、例えば、学級や部活動における生徒同士の人間関係不和や葛藤に対して、教師が介入する必要が生じる場合がある。これらが契機となり不登校や転学に発展することも少なからずある。時には、地域の外部機関を交えての対応になることもある。また、教師と生徒間、教師と保護者間においても思わぬ不協和音が生じることがある。これらへの対応も決して珍しいことではない。以上の業務内容をSSWrの業務内容を勘案する。生徒指導については生徒との関係性に規定された対応が多く、SSWrに分担しにくい面もある。一方で、外部支援機関とのネットワーキングなどはSSWrの強みが生かされる場面でもある。生徒との関係性における密接さの必要がない業務を選べば状況次第でSSWrとの分業も考えられるだろう。

そして、進路指導に関する業務内容として、進学指導・就職指導がある。これらは伝統的に蓄積された、いわば学校の財産でもある。例えば進学指導においては、受験指導として課外指導がなされる。就職指導についてはインターンシップの企画、実施にかかる指導や面接指導などがなされる。進路先となる大学、専門学校、会社、ハローワークや地方振興局などの専門機関とのネットワークは強固であり、進路指導に注がれる教師の意欲や労力も膨大である。他方で、A高校では、障害者雇用を考える生徒あるいはそれが必要に見える生徒が少数ながら確実にいるが、A高校は勿論のこと、一般的に高等学校にはその対応策の蓄積はほとんどない。障害者雇用に際しては、福祉及び労

働の専門の支援機関との連携が必須であることも考えると、SSWrの強みを最大限に発揮する業務内容である。卒業後の生活において予見される経済的な困窮への対策などについても当然SSWrが適任であろう。

(3) SSWrと教師の業務内容の分担を規定する要因

教師のソーシャルワークに相当する教師の業務内容としては、「正規の業務として位置づけられているもの」「それに隣接するもの」「離れているもの」の3つがある。例えば、奨学金の手続き業務は正規の業務である。その手続きに関する書類の作成にかかわり、数回の書類の記載不備の訂正や提出の督促などは、正規の業務に隣接するものだろう。しかし、書類の記載不備の訂正や提出の督促などであっても、持続的かつ、ある程度の労力を要する対応を要するとき、それ正規の業務から離れることがある。このような生徒や保護者の支援ニーズを感受したとき、教師個人の裁量の範囲で対応することがある。また、対応しかねることがある。対応するにも時間と労力が必要であり、対応しかねるとき教師には、ぬぐいがたい心配や自責の念が生じることがある。

学校内において、ソーシャルワーカーの業務内容と活用可能性に関する予備知識や展望があれば、SSWrとのチームワークの中で分業することができるだろう。その際には、SSWr活用を仲介するコーディネーターがいることが有効だろう。この機能をA高校では、相談支援専門の部署が担い、併せてSSWrに関する同僚の認知をも促すよう努めている。今後、より円滑な仲介機能の発揮が期待される。

このような教師の予備知識の浸透や、相談支援部における仲介機能の発揮に際しては、やはり、SSWrと教師の業務内容の分担を規定する要因を明らかにしておく必要がある。勿論それは業務内容に明確な線引きをするというよりも、ニーズや状況に応じて動的にその判断がなされることを前提とする旨を共通理解することである。

このような意図をもち、これまでの記述内容を

俯瞰するならば、SSWrと教師の業務内容の分担を規定する要因として次の3点を挙げる。すなわち、①問題解決へのアプローチに要する、生徒または保護者との関係性である。例えば、新たな人間関係を築きにくい生徒の場合、一貫して担任教師が対応した方がよいことがある。このとき、SSWrは、担任教師へのコンサルタントとなったり、チームワークの一端を担当したりするなどの役回りも考えられるだろう。また、生徒または保護者との関係性を考えたときに、教師に比してSSWrとの関係性は質量ともに希薄かもしれない。しかし、これは、「第三者性」としての資源でもある。時には第三者の立場からの発言が公正かつ客観的な価値を有し、奏功する場合もあるだろう。

②問題解決へのアプローチに要する労力の強度や持続性である。例えば、教師個人の裁量の範囲を逸脱するほどの労力の強度や持続性を求められるような場合である。SSWrへの分担には教師が本務に専念しやすくするという意味もある。

③福祉分野の専門機関などとのネットワークングである。これはまさに、SSWrの専門領域であり、強みである。教師とSSWrはそれぞれ異なる専門領域を有する専門家同士である。互いの専門性を発揮しあいながら協働するということが必要であり、目標でもある。

8 まとめと今後の課題

多様かつ深刻な児童生徒の困難状況の解消・解決に資する人材としてSSWrへの期待が高まっている。しかし、学校現場においてこの人材を有効に活用するためには、教師とSSWrの業務内容の分担と協働が必要である。そこには、専門性と業務内容の異同に関する相互理解を前提としつつ、当該生徒や保護者との関係性やその他課題解決に資するニーズに応じた判断が求められる。

教育を専門領域とする教師の業務内容には、学習指導や生徒指導のような本務があるが、それに隣接する裁量の範囲にソーシャルワーク相当の業務がある。これは教師が個人の裁量の範囲で伝統的に担うことがある。この業務内容こそが福祉を

専門領域とするSSWrの業務内容と重なり合うものである。そこでの分担は、明確な線引きをするというよりも、規定要因としてのニーズや状況に応じて動的にその範囲の設定や分業の判断することが望ましいだろう。また、そこには、コーディネーターの教員が仲介し俯瞰的な見地からの判断がなされることが望ましいだろう。

今後の課題として、高等学校におけるSSWr活用事例の蓄積によって、その効果が検証されることを挙げる。それは、SSWrについての教師間での認知度向上と活用促進、教師との有機的分担の推進、校内のコーディネーター教員の俯瞰的視点の洗練を内包するものである。

謝辞

本稿執筆に際して、ご理解とご協力をいただいた関係の皆様へ記して感謝申し上げます。

引用文献

- 1) 文部科学省(2009): スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領, http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2012/10/05/1326605_05.pdf (2016.2.24. 閲覧).
- 2) 文部科学省(2010): 平成22年度スクールソーシャルワーカー実践活動事例集, http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1312658.htm (2016.2.24. 閲覧).
- 3) 文部科学省(2011): 平成23年度スクールソーシャルワーカー実践活動事例集, http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1326605.htm (2016.2.24. 閲覧).
- 4) 文部科学省(2012): 平成24年度スクールソーシャルワーカー実践活動事例集, http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1340480.htm (2016.2.24. 閲覧).
- 5) 文部科学省(2013): 平成25年度スクールソーシャルワーカー実践活動事例集, http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1366599.htm (2016.2.24. 閲覧).
- 6) 文部科学省(2008): スクールソーシャルワ

- ーカー活用事業, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/shiryo/08032502/003/010.htm (2016.2.24. 閲覧).
- 7) 岩崎久志 (2012): 精神保健福祉士のためのスクールソーシャルワーク入門, へるす出版, 26-32.
- 8) 田中尚 (2014): 東北の学校ソーシャルワーク, 日本学校ソーシャルワーク学会東北部会, 5, 29.
- 9) 文部科学省 (2013): 「スクールソーシャルワーカー活用事業」の実施要領, http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2013/10/21/1340480_05.pdf (2016.2.23. 閲覧).
- 10) 文部科学省 (2010): 生徒指導提要, http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/04/1294538.htm (2016.2.23. 閲覧).